

内郷高坂太陽光発電所環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例

(平成10年福島県条例第64号) 第20条第1項の規定に基づく意見

令和元年11月25日

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、いわき市内郷高坂町の丘陵上に位置する旧ゴルフ場約107.5ヘクタールの区域内に、20メガワットの太陽電池発電所を新規に設置しようとするものであり、現在、対象事業実施区域及びその周辺は閑静で、近傍には多数の住宅、多様な野生生物相その他の自然環境等が調和共存している場所となっていることから、生活環境及び自然環境へ相当な影響が生じないように、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減すること。

また、太陽電池発電所を長期間に渡り稼働させる計画であることから、稼働中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

- (2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (3) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成段階で、事業内容を変更する必要性が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。

- (4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を、具体的に評価書に記載すること。

- (5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。

- (6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれる。

また、これらについて具体的な検討等行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

- (7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれる。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気質について

対象事業実施区域の周辺には多数の住宅等が存在することから、造成工事等の施工や工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

(2) 騒音及び振動について

対象事業実施区域の周辺には多数の住宅等が存在することから、造成工事等の施工や工事用資材の輸送等及び施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

(3) 水環境について

濁水流出防止のための調節池等については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保するとともに、場外への排出水を原因とする濁水が発生することのないように対策を万全にすること。

(4) 動物、植物及び生態系について

対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息が確認されていることから、樹木の伐採や土地の改変の際はこれらの繁殖時期等を考慮した施工計画とす

ることや、森林、水系の連続性を維持しこれらの行動圏を確保するよう配慮するなど、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

(5) 廃棄物等について

ア 工事に伴い発生する伐採木を売却及び対象事業実施区域内で利用する場合は、有効で適切な利用方法等である根拠を明確にして評価書に記載すること。

また、必要に応じて、場外に搬出して処分等することを検討すること。

イ 工事中の仮設沈砂池及び供用後の調節池の維持管理方法、及び発生する土砂の処分方法等について評価書に記載すること。

3 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。

(2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。

(3) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

また、環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

事業の概要

1	事業者	株式会社一条工務店
2	事業の名称	(仮称) 内郷高坂太陽光発電所
3	事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4	事業の規模	約107.5ヘクタール(20メガワット)
5	事業の実施区域	いわき市内郷高坂町おさヶ作129-11